

学校法人むらくも学園 むらくも保育園 保育委託契約書

1. 契約の目的

学校法人むらくも学園が運営するむらくも保育園（以下「当園」）は、児童福祉法、保育所保育指針、認可外保育施設指導監督基準の趣旨に従い、公益財団法人児童育成協会の企業主導型保育事業費助成金実施要項に基づき、利用者（以下「園児」）の安全と保育を提供し、保護者は、むらくも保育園に対する料金を支払います。園児の健やかな成長を支援するため、保護者による養育と当園での保育は、互いに協力し合います。

2. 当園の責務

当園は、園児に対して、別紙の「重要事項説明書」の内容を遵守した保育を提供します。

3. 契約の解除

保護者は、園児の諸事情で当園を退園する場合、退園予定日の 30 日前までに当園長に書面にて申し出るものとします。

保護者が「重要事項説明書」に定める料金を延滞した場合で、30 日間の催告期間を経過しても支払いがない場合、当園は、書面にて保護者に通知することによって、この契約を解除することができます。

4. 本契約に定める無い事項

本契約に定める無い事項については、児童福祉法その他関連諸法の趣旨に従い、保護者と当園が誠意をもってこれを協議の上、都度決定するものとします。

上記の契約を締結いたします。

年 月 日

保護者住所

保護者氏名

印

園児氏名

園 住 所 愛知県名古屋市中区昭和区円上町 11 番 14 号

運 営 団 体 名 学校法人むらくも学園

園 名 むらくも保育園

園 長 氏 名 愛 知 清 子